議案第33号

多可町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

多可町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和7年2月28日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

 令和
 年
 月
 日

 条例第
 号

多可町消防団員等公務災害補償条例(平成17年多可町条例第196号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「1万4,200円」を「1万4,500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき217円」に改め、同条第4項中「(以下この項において「特定期間」という。)」を削り、同項中「特定期間」を「当該期間」に改める。

別表を次のように改める。

別表 (第5条関係)

補償基礎額表

ИНКОТ	勤務年数					
階級	10年未満 10年以上20年末		20年以上			
	円	円	円			
団長及び副団長	12, 900	13, 700	14, 500			
分団長及び副分団長	11, 300	12, 100	12, 900			
部長、班長及び団員	9, 700	10, 500	11, 300			

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の多可町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3 項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた多可町消 防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」とい う。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による、

多可町消防団員等公務災害補償条例の新旧対照表

現 (IANK HITCHING)

(補償基礎額)

第5条 (略)

- 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。
- (1) (略)
- (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下 「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力 し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかか り、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従 事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合 には、9,100円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して 公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額し た額とすることができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については一人につき333円

_をそれぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

 $(1)\sim(6)$ (略)

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間<u>(以下この項において「特定期間」という。)</u>にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表 (第5条関係)

(補償基礎額)

第5条 (略)

- 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。
 - (1) (略)
 - (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、9,700円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,500円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号 に該当する扶養親族については一人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については一人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき217円をそれぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

 $(1)\sim(6)$ (略)

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間_______ にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表 (第5条関係)

	現	行			改	正	
階級	勤務年数			階級	勤務年数		
P自放	10年未満	10年以上20年未満	20年以上	P自和X	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 <u>12,500</u>	円 <u>13,350</u>	円 <u>14, 200</u>	団長及び副団長	円 <u>12, 900</u>	円 <u>13, 700</u>	円 <u>14, 500</u>
分団長及び副分団長	<u>10, 800</u>	<u>11, 650</u>	<u>12, 500</u>	分団長及び副分団長	11, 300	<u>12, 100</u>	<u>12, 900</u>
部長、班長及び団員	9, 100	<u>9, 950</u>	<u>10, 800</u>	部長、班長及び団員	9,700	<u>10, 500</u>	11, 300